

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岡山市長 大森 雅夫

市町村名 (市町村コード)	岡山市北区 (331015)
地域名 (地域内大字名)	北区御津地域 (御津石上、御津伊田、御津宇甘、御津宇垣、御津鹿瀬、御津勝尾、御津金川、御津川高、御津北野、御津草生、御津国ヶ原、御津河内、御津虎倉、御津紙工、御津下田、御津新庄、御津高津、御津中泉、御津中畑、御津中牧、御津中山、御津野々口、御津平岡西、御津矢知、御津矢原、御津吉尾、御津芳谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月12日 (第 1 回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>当地域は、岡山市内中心部から北へ約20kmの距離に位置している。土地の約76%を山林が占めており、中央部を旭川が南に流れ、宇甘川・新庄川が合流し、これら河川の流域に耕地が拓けている中山間地域である。水稻を中心とした農業を行っており、ブランド米を栽培している地域もある。また、山の芋が県下でも有数の産地であり、マスカット・ピオーネなどのぶどうを始めとする果物が生産され、丘陵地では地域の特性を活かし酪農も行われている。</p> <p>2020年農林業センサスによると、当地域の農業従事者は818人で、65歳以上が約55%と高齢化が進んでおり、農業においても担い手の不足が深刻な問題となっている。高齢化により、今後農業を断念する者の増加と作物生産の減少や農地の荒廃化が懸念されている。</p> <p>また、用水路等の農業用施設の老朽化や、同一のエリア内に異なる農法を行う農家の混在、相続が困難な農地の発生、工場等への転用による優良農地の減少などが課題となっている。</p> <p>【御津平岡西地区】 地域のブランド米を栽培しているが、次の点が課題となっている。 ・令和5年度のアンケート調査では、65歳以上が81%を占めており、農業をやめたい又は縮小したいと考えている者の割合が、半数以上の57.7%となっている。 ・多くの者が農地を荒らさず維持したいと思っているが、年齢が上がるにつれ、作業委託や貸借、売買を考えるようになってきている。 ・自作をしている者は、今後の農地利用についての問題意識が高い。農地を貸している者も、今後いつまで農地を耕作してもらえるか気にしている。 ・イノシシなどの鳥獣に作物が荒らされる被害が多くなっている。</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>地域農業の課題に対処するため、市等の行政機関やJAと協力し、儲かる農業を目指していく。</p> <p>地域内でも生産量が増加してきている水稻に加え、ピオーネやシャインマスカット等の果樹、山の芋、ピーマン、玉ねぎ、なすなどの野菜類の生産を推進する。なお、水稻については、JA等と協力し、生産量と販売価格、気候変動への耐性などを考慮し、当地域に適した品種の選定やブランド化、ふるさと納税の返礼品での活用について検討を行う。</p> <p>高齢化が進み耕作者が減少する中、認定農業者等を中心に若手農業者も活躍できるよう、農地中間管理機構も活用しながら、農地の集積・集約化を推進する。一方で、中山間地域特有の高低差があり小規模で形状が整っていない農地については、作業の効率が悪く担い手への引き継ぎが困難な場合もあることから、地域や担い手等の状況に応じて対応する。</p> <p>また、農地を維持していくため、現在の耕作者に後継ぎがいる場合は、可能な限り耕作を継続できるような環境も必要。</p> <p>加えて、新規就農者を確保するため、就農促進トータルサポート事業を活用した就農希望者の受入れなどに取組み、就農の円滑化を図る。</p> <p>農地の集約化を進める際には、無農薬農法と慣行農法のほ場が隣接しないよう、エリアを分けることなどを検討し、老朽化した農業用施設の修繕や、相続登記が困難な農地については農業委員会に相談するなど、営農環境の改善を図る。</p> <p>【御津平岡西地区】 後継者のいない農地については、地区の担い手や現在の耕作者で引き受けを行う。 耕作放棄地が生じないよう、農業委員会と連携して土地所有者に働きかけを進める。 認定新規就農者には、サポート体制を整えて、地域で育成を図る。</p>
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	992.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	978.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

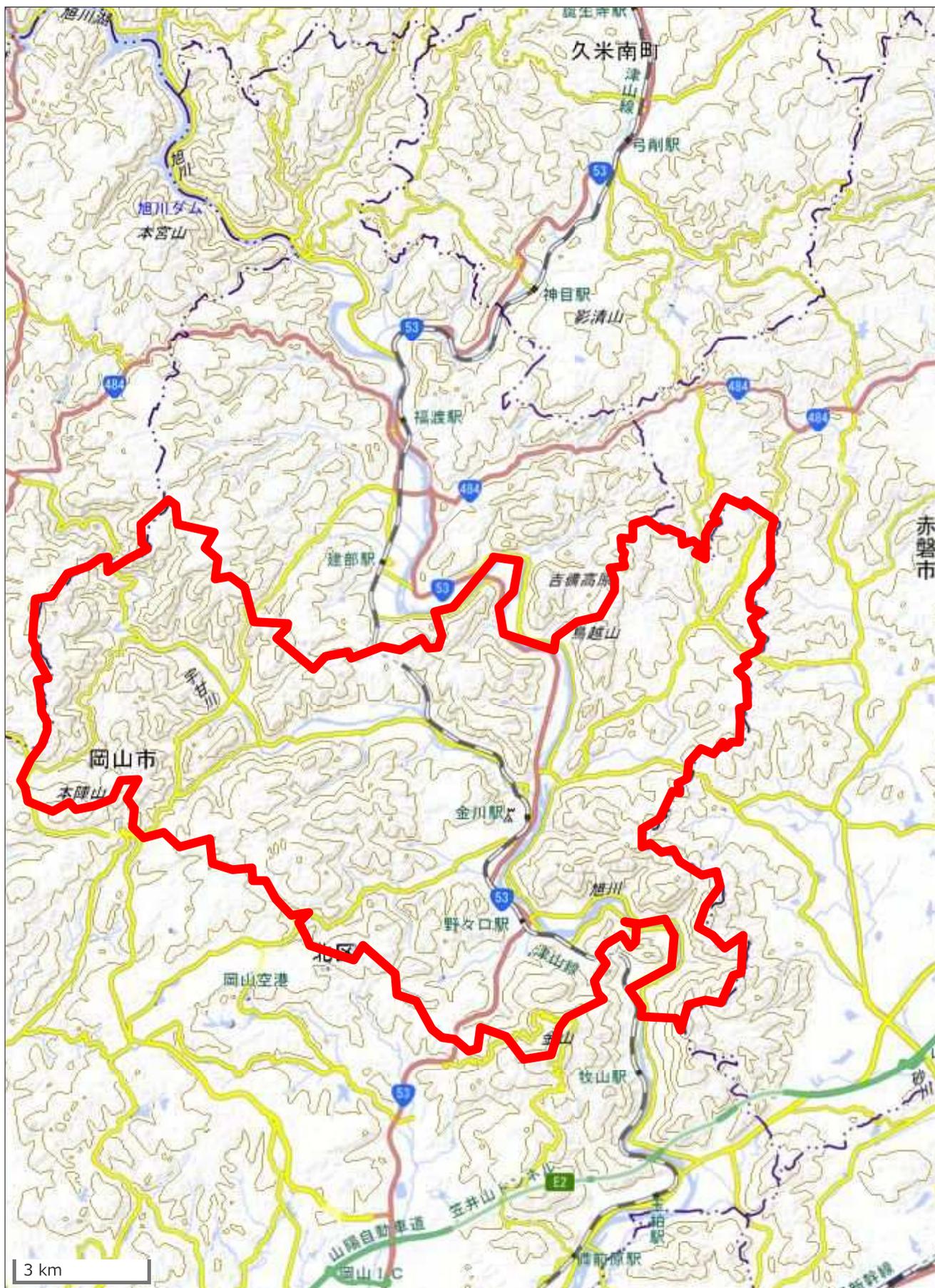
3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や認定新規就農者を中心に若手農業者にも、団地面積の拡大、農地集積の推進を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
貸し手と借り手の間で農地の貸借意思の合致が見込まれる場合は、農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行う。その際、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための整備(耕地整理)についても検討を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市等の行政機関やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集する。その際には、新規就農者に丁寧な支援を行っていくとともに、経営所得安定対策等を通じて、主業農家を中心とする意欲ある農業者が安心して農業に取り組める環境整備に努めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、米の乾燥・調製作業、野菜を含めてのラジコンヘリコプターやドローンを活用した防除作業をJA(建部営農センター)に対し委託することを検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
鳥獣被害防止対策は電気柵のみでは被害を防止できないため、さらに必要な機材等を補助制度等も活用しての導入や捕獲体制の構築に取り組む。				

農業上の利用が行われる農用地等の区域



出典：国土地理院ウェブサイト
※国土地理院データを基に岡山市が作成